



発行 新潟県

第 69 号

令和2年9月11日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1006 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 1007 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1008 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1009 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1010 介護保険法による介護医療院の開設許可（高齢福祉保健課）
- 1011 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1012 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 1013 保安林の指定予定（治山課）
- 1014 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1015 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1016 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1017 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1018 道路の区域変更（道路管理課）
- 1019 道路の供用開始（道路管理課）
- 1020 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1021 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1022 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1023 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 26 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
- 27 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

収用委員会告示

- 1 新潟県収用委員会運営規則の一部改正（収用委員会）



◎新潟県告示第1006号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する要措置区域
五泉市南本町三丁目114番1の一部、115番1の一部、115番2の一部、115番3の一部、116番1、116番2及び116番4
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

◎新潟県告示第1007号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟脳外科病院
- 2 所 在 地 新潟市西区山田3057番地
- 3 有効期間 令和2年10月1日から
令和5年9月30日まで

◎新潟県告示第1008号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 長岡中央総合病院
- 2 所 在 地 長岡市川崎町2041番地
- 3 有効期間 令和2年10月1日から
令和5年9月30日まで

◎新潟県告示第1009号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ニチイケアセンター柏崎長浜	新潟県柏崎市長浜町6番43号西江ビル202号室	株式会社ニチイ学館	令和2年9月1日
通所介護	高田ケアセンターそよ風	新潟県上越市大字中田原105番地71	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ	令和2年9月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	高田ケアセンターそよ風	新潟県上越市大字中田原105番地71	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ	令和2年9月1日

◎新潟県告示第1010号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
豊浦壺番館	新潟県新発田市荒町甲1611番	医療法人愛広会	令和2年9月1日

	地8		
--	----	--	--

◎新潟県告示第1011号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
村上市山辺里地区	村上市山辺里字太田の一部	令和2年8月27日

◎新潟県告示第1012号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和2年9月11日から令和2年9月25日まで縦覧に供する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
水津	宇治 金吾	新潟県佐渡市片野尾17番地	水津漁業協同組合	水津漁業協同組合
	小坂 学	新潟県佐渡市片野尾19番地		
	宇治 正彦	新潟県佐渡市片野尾4番地		
内浦	橋本 輝雄	新潟県佐渡市浦川355番地2	内浦漁業協同組合	内浦漁業協同組合
	稲村 浩	新潟県佐渡市白瀬495番地		
	伊藤 郁夫	新潟県佐渡市北五十里83番地		
内海府	森川 敏幸	新潟県佐渡市鷺崎809番地	内海府漁業協同組合	内海府漁業協同組合
	本田 裕敏	新潟県佐渡市鷺崎703番地1		
	本間 信俊	新潟県佐渡市鷺崎1087番地12		
姫津	石見 万三	新潟県佐渡市姫津1370番地8	姫津漁業協同組合	姫津漁業協同組合
	水野 信明	新潟県佐渡市姫津305番地		
	白瀬 忠	新潟県佐渡市姫津1346番地1		
高千	弾正 明良	新潟県佐渡市北川内853番地	佐渡漁業協同組合	佐渡漁業協同組合高千支所
	相馬 正明	新潟県佐渡市関566番地		
上越	中村 将人	新潟県糸魚川市能生小泊537番地	上越漁業協同組合	上越漁業協同組合能生支所
	野本 一男	新潟県糸魚川市寺町4丁目5番31号		
	佐藤 忠彦	新潟県糸魚川市能生7073番地		
筒石	三浦 信一	新潟県糸魚川市大字筒石5番地4	上越漁業協同組合	上越漁業協同組合筒石支所
	長崎 一清	新潟県糸魚川市大字筒石403番地		
	塚田 政直	新潟県糸魚川市大字筒石1397番地		
上越市	仲田 紀夫	新潟県上越市大字黒井1982番地	上越市漁業協同組合	上越市漁業協同組合直江津支所
	小山 榮治	新潟県上越市柿崎区直海浜1785番地		
	平原 信行	新潟県上越市大潟区犀潟102番地		
柏崎	津畑 和義	新潟県柏崎市番神1丁目1番31号	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合柏崎支所
	柴野 一志	新潟県柏崎市荒浜3丁目4番28号		
	深井 幸仁郎	新潟県柏崎市番神2丁目8番3号		

出雲崎	坂下 博孝	新潟県三島郡出雲崎町大字羽黒町193番地		新潟漁業協同組合出雲崎支所
	野口 正寿	新潟県三島郡出雲崎町大字木折町271番地		
	関本 貢	新潟県三島郡出雲崎町大字石井町83番地		
新潟	美濃 幸雄	新潟県新潟市中央区烏帽子町3117番地		新潟漁業協同組合新潟支所
	山田 俊郎	新潟県新潟市中央区稲荷町3460番地20		
	本間 浩	新潟県新潟市中央区東入船町3709番地14		
松浜	羽田 安博	新潟県新潟市北区松浜7丁目24番地6		新潟漁業協同組合松浜支所
	田辺 虎治	新潟県新潟市北区三軒屋町4番8号		
	斎藤 守	新潟県新潟市北区松浜3丁目2番地7		
山北町	富樫 榮晴	新潟県村上市寝屋80番地		新潟漁業協同組合山北支所
	富樫 聰	新潟県村上市寝屋98番地		
	斎藤 山治	新潟県村上市寒川44番地		
粟島浦村	脇川 登	新潟県岩船郡粟島浦村9番地	粟島浦漁業協同組合	粟島浦漁業協同組合
	坂下 光正	新潟県岩船郡粟島浦村154番地1		

◎新潟県告示第1013号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区印内字親山591・592・592の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）559から562まで、564から567まで、570、571、585、586、586の子から586の寅まで、588、589、593、593の子、594、595、597から600まで、602から605まで、607、607の2、607の3、608、609、609の1、字岩ノ入610から615まで、618、626から628まで、637から642まで、643の1から643の3まで、649、649の1、653から657まで、659から661まで、662の1、662の2、663、664の1、664の2、665の1、665の2、667から678まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1014号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年9月11日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市秋葉区小戸上組742番地 吉田 益男

就任年月日 令和2年8月28日

◎新潟県告示第1015号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年9月11日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫 (理事長)
〃	〃 南区新飯田6674番地	細野 三樹夫
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	新潟市南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	〃 南区牛崎315番地	荒井 誠一
〃	〃 南区神屋505番地	金子 勝衛
〃	〃 南区小蔵子2037番地 4	片野 秀雄
〃	〃 南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	〃 南区鷲ノ木新田1814番地乙	遠藤 均
〃	〃 南区松崎23番地	田村 兵一

就任年月日 令和2年8月26日

2 退任

理事	新潟市南区松崎23番地	田村 兵一 (理事長)
〃	〃 南区新飯田391番地	中川 卓
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	新潟市南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	〃 南区牛崎315番地	荒井 誠一
〃	〃 南区上木山51番地	丸山 久夫
〃	〃 南区神屋505番地	金子 勝衛
〃	〃 南区小蔵子2037番地 4	片野 秀雄
〃	〃 南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	〃 南区鷲ノ木新田1814番地乙	遠藤 均
監事	〃 南区新飯田6674番地	細野 三樹夫

退任年月日 令和2年8月25日

◎新潟県告示第1016号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年9月11日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事	南魚沼市大里330番地	高村 良一 (理事長)
〃	南魚沼市姥島新田605番地	外谷 久夫
〃	南魚沼市中野124番地	高橋 郁朗
〃	南魚沼市三郎丸1027番地 2	阿部 欣一
〃	南魚沼市長崎986番地	須藤 広之
〃	南魚沼市滝谷1498番地	貝瀬 敏男
〃	南魚沼市中229番地 1	宮田 勲
〃	南魚沼市吉里502番地 2	林 功
〃	南魚沼市天野沢428番地 2	高村 健市
〃	南魚沼市君沢303番地 1	小林 清
〃	南魚沼市塩沢611番地 5	片桐 成夫

〃	南魚沼市南田中518番地	小林 憲一
〃	南魚沼市五日町2370番地 4	西野 富次男
〃	南魚沼市四日880番地 1	内山 清
〃	南魚沼市大月220番地	山本 宣二
〃	南魚沼市一村尾339番地 3	行方 孝夫
〃	南魚沼市六日町850番地 3	平澤 繁
〃	南魚沼市余川342番地	野上 真
監事	南魚沼市仙石1722番地	木村 武義
〃	南魚沼市上野151番地 1	星野 一夫
〃	南魚沼市寺尾804番地 2	中澤 俊一

就任年月日 令和2年9月1日

2 退任

理事	南魚沼市姥沢新田144番地	阿部 信安 (理事長)
〃	南魚沼市姥島新田605番地	外谷 久夫
〃	南魚沼市長崎3015番地	高村 忠誠
〃	南魚沼市三郎丸131番地 5	高橋 俊夫
〃	南魚沼市大木六1159番地	平賀 秀雄
〃	南魚沼市大木六新田26番地	舘野 丈吉
〃	南魚沼市竹俣167番地 2	中嶋 正幸
〃	南魚沼市南田中612番地	山口 弘之
〃	南魚沼市吉里502番地 2	林 功
〃	南魚沼市島新田345番地 3	桑原 勝
〃	南魚沼市下一日市46番地	林 太一
〃	南魚沼市樺野沢18番地	山田 光男
〃	南魚沼市六日町850番地 3	平澤 繁
〃	南魚沼市寺尾673番地	野澤 悦雄
〃	南魚沼市四日880番地 1	内山 清
〃	南魚沼市一村尾339番地 3	行方 孝夫
〃	南魚沼市西泉田563番地	山口 光市
〃	南魚沼市余川342番地	野上 真
監事	南魚沼市関1049番地	田村 傳太郎
〃	南魚沼市寺尾804番地 2	中澤 俊一

退任年月日 令和2年8月31日

◎新潟県告示第1017号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年9月11日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市西三川1092 林田 広幸

就任年月日 令和2年8月21日

◎新潟県告示第1018号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市多田字道端7番から 同市多田字下町252番まで	新	(A)7.5~19.0メートル	213.1メートル
		(B)8.5~22.6メートル	216.3メートル
	旧	7.5~19.0メートル	213.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市多田字道端7番から同市多田字下町252番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年9月11日

◎新潟県告示第1020号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第34号）を次のとおり解除する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1021号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第35号）の指定を解除する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月11日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡A街区
 所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
 設置者 JA三井リース建物株式会社

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社チヨダ 代表取締役 澤木 祥二
 (変更後) 株式会社チヨダ 代表取締役 杉山 忠雄
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市横江町4街区1番

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地

3 変更年月日

(1) 令和2年5月21日

(2) 令和2年7月27日

4 変更の理由

(1) 小売業者の代表者の変更のため

(2) 小売業者の住所の錯誤のため

5 届出年月日

令和2年8月20日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡七日町B街区

所在地 長岡市福山町字川原427-1 外

設置者 第一リース株式会社 他1者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社上州屋 埼玉県草加市栄町一丁目5番6号

(変更後) 株式会社上州屋 東京都足立区千住寿町12番10号

3 変更年月日

令和2年7月27日

4 変更の理由

小売業者の住所の錯誤のため

5 届出年月日

令和2年8月20日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ウオロク長岡店
所在地 長岡市日赤町2丁目1番
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文
（変更後）株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二
- 3 変更年月日
平成30年3月1日
- 4 変更の理由
小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和2年8月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和2年9月11日から令和3年1月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、注射薬払出システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年9月11日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
注射薬払出システム 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和3年3月31日
 - (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年10月16日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年10月27日(火)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Automatic Ampoule Dispenser [1]set

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. October 27, 2020

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext.2516

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和2年度医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月11日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和2年度医療ガス設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 医療法施行規則第9条の13に規定する要件を満たす者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受け、後記4(1)に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院 経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線5105

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年9月18日午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参

又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合には令和2年9月18日までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月24日(木) 午前10時00分

新潟県立加茂病院 1階 多目的ホール

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和2年9月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

336,865

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,764
新潟市東区	38,516
新潟市中央区	49,616
新潟市江南区	19,112
新潟市秋葉区	21,643
新潟市南区	12,631
新潟市西区	43,971
新潟市西蒲区	16,148
長岡市三島郡	76,685
上越市	53,512
三条市	27,408
柏崎市刈羽郡	24,771
新発田市北蒲原郡	31,207
小千谷市	9,934
加茂市南蒲原郡	11,110
十日町市中魚沼郡	17,509
見附市	11,396
村上市岩船郡	18,772
燕市西蒲原郡	24,694
糸魚川市	12,056
妙高市	9,046
五泉市東蒲原郡	17,367
阿賀野市	11,907
佐渡市	15,591
魚沼市	10,185
南魚沼市南魚沼郡	17,857
胎内市	8,241

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和2年9月11日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市上川西コミュニティセンター分室 (旧長岡市上川西コミュニティセンター)	長岡市下柳2丁目5番29号	講堂 和室1及び和室2	203.50 55.08	令和2年9月1日

収用委員会告示

◎新潟県採用委員会告示第1号

新潟県採用委員会運営規則（昭和48年11月新潟県採用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年9月11日

新潟県採用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
第16条 (略) <u>(行政文書の管理)</u> 第17条 この規則に定めるもののほか、新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号）第2条第2項に規定する行政文書の管理については、新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の例による。	第16条 (略)